

令和2年4月以降の農地貸借について

「農地中間管理事業の推進に関する法律」の改正に伴い、農地契約の手続きが変更になります。これまで、当JAが取組んできました「農地利用集積円滑化事業」による農地の利用権設定は、令和2年3月をもちまして既存保有契約以外は取り扱いできなくなりました。

今後更新の際には、津市の「相対契約」または、農地中間管理機構の「農地中間管理事業を利用した契約」での利用権設定をご利用戴く事となります。また、新たに農地の貸し借りをを行う場合も、同様となります。

JAではこれまで通り、貸し手と受け手の橋渡し役として、各営農センターに相談窓口を設けておりますので、ご相談ください。

<これまで>



次の農地貸借の方法から選択していただくこととなります。

<これから>

- ① **地権者と耕作者が相対で契約する。**
⇒ 市町・JAが契約締結の支援を行います。
- ② **農地中間管理事業を利用する。**
⇒ 農地中間管理機構(三重県農林水産支援センター)が中心となり、契約の締結・管理を行います。JAも契約締結の支援を行います。

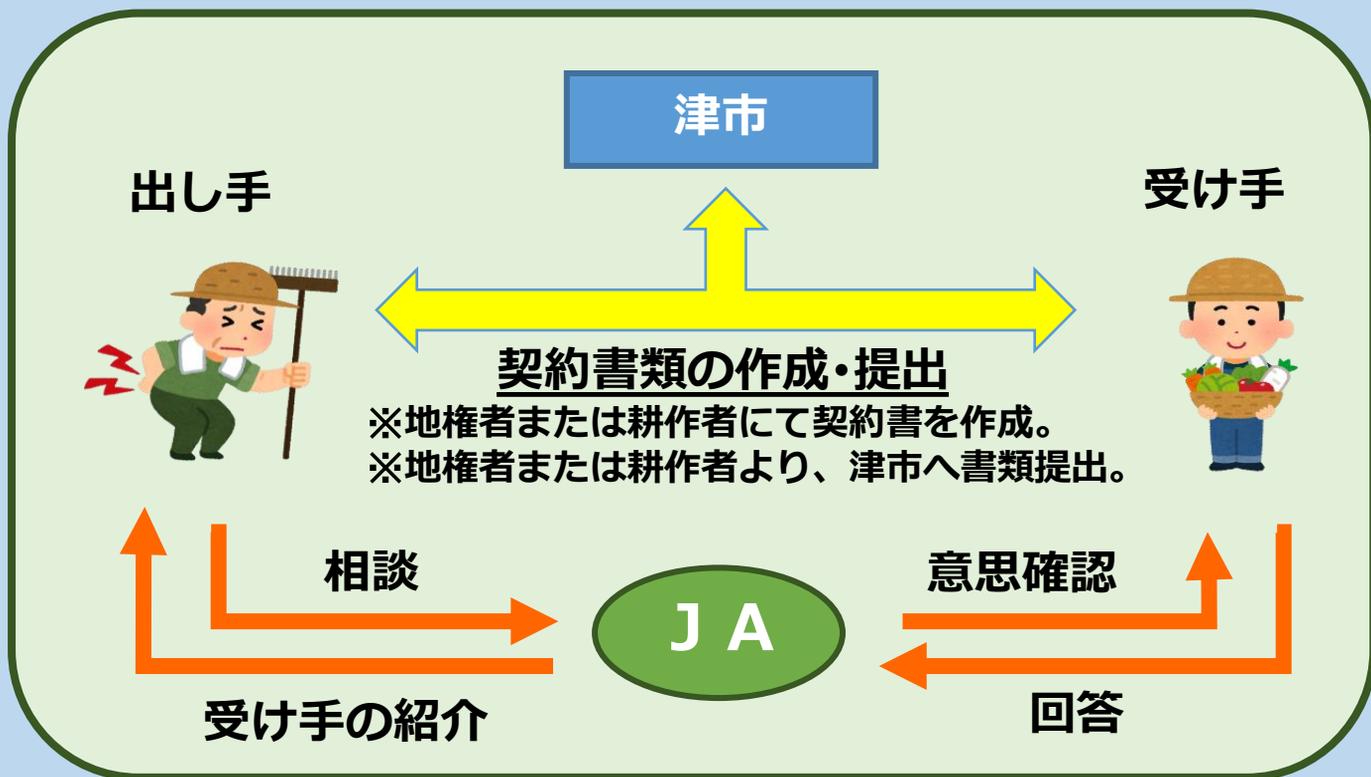
※円滑化事業からの契約移行の場合は「人・農地プラン」の作成が免除されます。

<お問い合わせ先>

営農振興課：059-229-3502
 芸濃営農センター：0120-056041
 安濃営農センター：0120-059044
 津中央営農センター：0120-057046

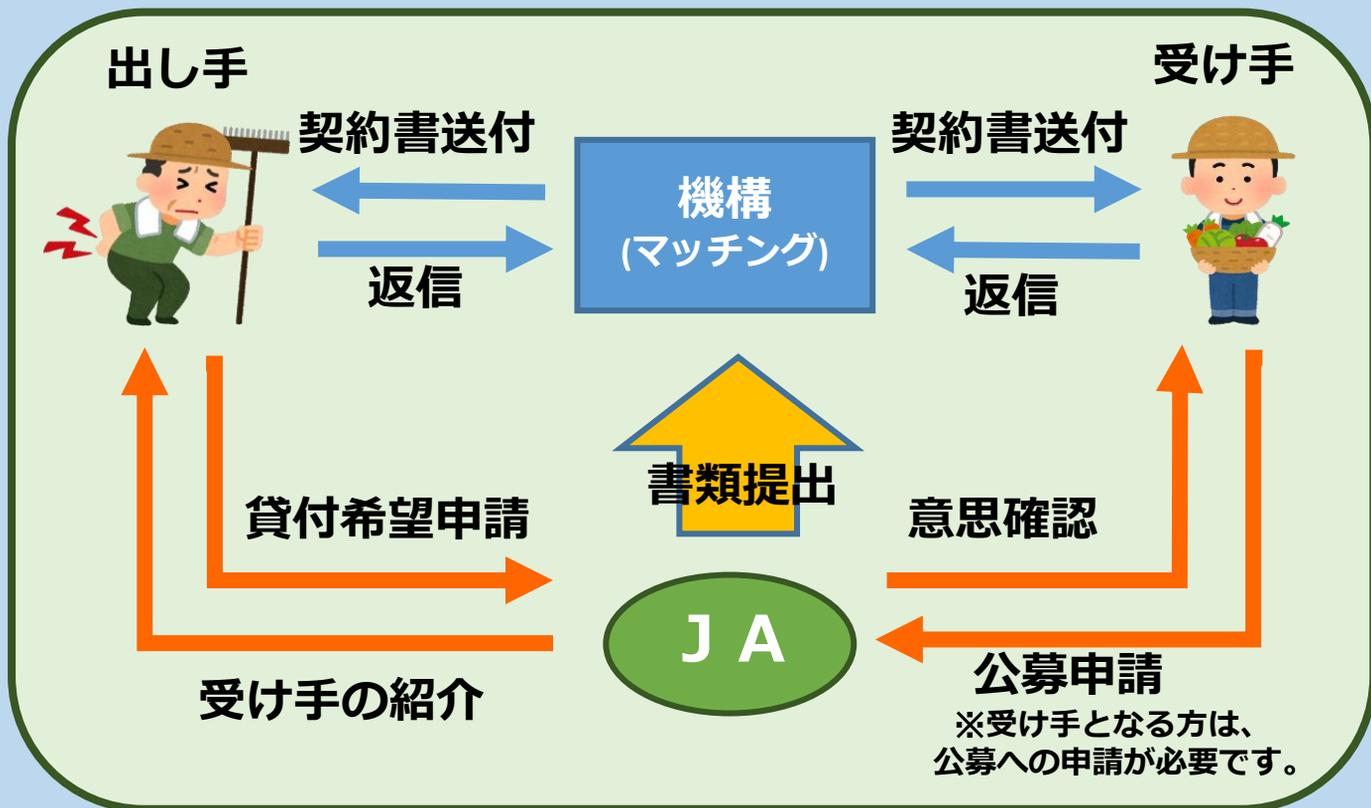
河芸営農センター：0120-085040
 美里営農センター：0120-057043
 津北部営農センター：0120-057045
 津南部営農センター：0120-059047

① 相対契約：地権者（出し手）と耕作者（受け手）双方で直接契約



② 農地中間管理機構を通じた契約

農地中間管理機構とは、平成26年度に全都道府県に設置された「信頼できる農地の中間的受け皿」です。「リタイヤするため農地を貸したいとき」、「新規就農するため農地を借りたいとき」、「利用権を交換して、分散した農地をまとめたとき」などに利用できます。なお、契約にあたっては、地域で「人・農地プラン」を作成する必要があります。



※機構を通じて契約をする場合には、地権者と耕作者の契約条件が整っている必要があります。